

1. 枚方市におけるコミュニティ・スクールを推進するにあたり

枚方市における コミュニティ・スクールについて

「開かれた学校」から 「地域とともにある学校」

に、

こう変わります。

本市では、保護者及び地域住民等からなる**学校運営協議会**を設置した学校を枚方市における**コミュニティ・スクール**と定義し、協議会の最大の目的を「**校長の学校運営**に**対して必要な支援を行うこと**」とします。

枚方市におけるコミュニティ・スクールとは、地域全体で教育を実現する仕組みと考え、「**学校と家庭、地域が連携・協働し、子どもたちの健やかな成長を支えていく学校づくり**を進めいくこと」をねらいとします。

令和3年3月

枚方市教育委員会

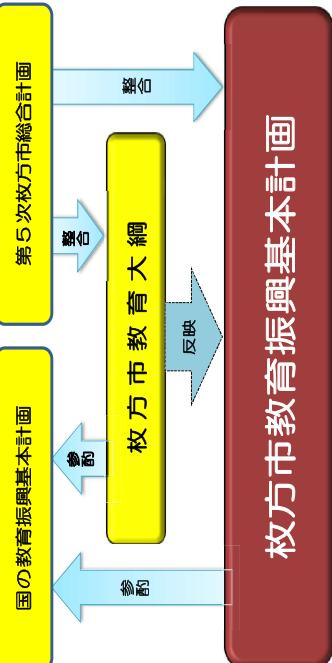
2. 枚方市におけるコミュニティ・スクール設置の背景

～枚方市における諸計画での「保護者・地域との連携」に関する考え方～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 47 条の 5

第1項 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。(以下略)

(計画の体系)



基本方策6 「社会に開かれた学校づくり」

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためにには、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりが必要であり、保護者や地域住民とともに学校運営を進める「社会に開かれた学校づくり」の推進が求められています。保証者や地域住民の理解や協力を得て、各学校において特色ある教育活動を開拓していくため、子どもが抱える課題を地域住民やコミュニティ・スクール等、学校運営に地域住民や保護者が参画する体制の構築に取り組みます。また、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組みます。

学校園の信頼の醸成や課題解決の促進のため、全国学力・学習状況調査の結果や分析をはじめ、「学校いじめ防止基本方針」や校内における相談体制等について、ホームページに掲載するなど、学校の取組や子供の状況等の情報を持続的に公表し、地域や保護者等との協力関係の構築へつなげていきます。また、学校と保護者の連絡体制について、ミルメールの改善・複数化する中、より地域や保護者との協力関係を築きながら、学校の組織としての在り方の見直しや業務の改善を進めることで、「チーム学校」としての機能を果たせらるよう、学校園の方程式の確立に取り組みます。

* 枚方市教育大綱は令和2年3月末に改訂

* 枚方市教育振興基本計画は、枚方市教育大綱の受け、令和2年度9月に改訂

3. 枚方市におけるコミュニティ・スクールの構成者

(1) 枚方市におけるコミュニティ・スクールの構成者



本市では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に則り、1号委員・2号委員・3号委員の「地域住民」「保護者」を必須とします。なお、各号1名以上、4号委員は2名以内、計5名以内とします。また、各号の対象者を以下のとおりとします。なお、当該小学校の職員、児童、教育委員会委員、教育委員会事務局職員、本市一般職員、議員等以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する地域住民等の中から、枚方市教育委員会が委嘱します。

1号委員	校区コミュニティ協議会の中から推薦する者（対象学校の所在する地域の住民）
2号委員	PTAの中から推薦する者（対象学校に在籍する児童の保護者）
3号委員	学校運営への支援活動を行っている者（校区の部会に在籍する者の保護者）
4号委員	その他教育委員会が必要と認めた者（校区の部会に在籍する者の保護者）

※ 委員は規則に基づき枚方市特別職非常勤職員とする。このことから、委員の報酬は年間12,000円とします。
任期については1年とし、再任は妨げないこととします。

(2) 学校運営協議会の役割

協議会は、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議し、その実施に向け、対象学校の保護者及び対象学校が所在する地域の住民等の参画の促進や連携の強化を図ることにより「地域とともにある学校づくり」を推進します。さらに、本市教育目標や対象学校の教育目標の実現のため、対象学校の校長に対して必要な支援を行うものとします。

① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

校長が毎年度作成する学校運営の基本方針を提示・説明し、学校運営協議会が共通認識をもつてこれを承認します。学校運営の基本的な方針とは、めざす学校像、学習活動や生徒指導などの学校教育活動の方針等になります。

＜例＞

- めざす学校像 ○学校教育活動の方針
- 学校運営体制の方針 • 学習指導の方針 • 進路指導の方針 • 道徳教育の方針
- 人権教育の方針 • 特別活動の方針 • 生徒指導の方針 など

② 学校運営について校長又は教育委員会に意見を述べることができる

本市では、前述のとおり、学校運営協議会は、校長の学校運営に対して、必要な支援を行うものとしており、また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、対象学校の運営について、教育委員会に対して、意見を述べることができます。そのためには、各委員には、学校行事や授業等、実際に子どもの姿や学校の取り組みを見て年間を通じて学校への理解を深めていただくことが必要です。そして、それらの活動を通して、学校運営に対する考え方について、校長の意見を尊重しながら、意見を述べています。

ただし、学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではありません。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、教職員の任用に関しては、教育委員会に対して意見を述べることができます。そのためには、各教職員の個人を特定しての意見ではなく、本市における、コミュニケーションスクールの目的の一つである「校長の学校運営に対して必要な支援を行う」観点から、学校運営全般に係る内容と考えています。本市においては、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、個別人事項目を除くものとします。

③ コミュニティ・スクール設置による効果（全国の事例より）

○教職員の任用については、「各学校・地域の特性を生かした教育活動を充実させるための教職員配置」等、例えば、「英語教育に力を入れたいのでその取り組みを推進するための教員を配置してほしい」というような意見など、校長の学校経営ビジョンを後押しするような意見を考えています。

○すでにコミュニティ・スクールを実施している学校においては、学校の抱える課題の解決のために必要な校内体制の充実を望む意見など、校長のビジョンを後押しする意見が述べられています。

校長は学校教育自己診断を踏まえた学校運営の「自己評価」を学校運営協議会に提示・説明し、学校運営協議会はそれにに対する評価、いわゆる「学校関係者評価」を行います。

④ 地域住民・保護者に対して、参画促進を行う

対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に向け、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるとともに、コミュニケーションスクールへの参画促進を呼びかけます。具体的には、各会議等において、学校運営協議会で協議した内容について、職員会議、PTA役員会、地域コミュニティ協議会等の会議やHPブログ、学校だより、PTAだより、コミュニティだより等で情報発信をします。

（3） 地域とともににある学校づくりへの取り組み

協議会では、社会結びで子どもたちを育てるという観点に立ち、各校区での「学校の課題」「地域の課題」あるいは「学校・地域共通の課題」について、熱議するとともに、「校長の学校運営に対して必要な支援を行う」観点から、地域とともに子どもたちの健やかな成長につながる取り組みを行います。

① 学習活動

- 図書がんこティア ○稻作など農業体験
- 学習支援ボランティア
- ・総合（戦争体験談、地域学習、郷土学習、味噌作りなど）・外国語活動・国語（書写）
- ・社会（工場見学）・体育（陸上など）・理科（実験準備など）・音楽（合唱指導、伝統）
- ・図工（絵手紙、工作）・生け花教室・ICT活用・生活（音遊び、折り紙、工作）
- ・家庭（裁縫、料理）・茶道体験など

② 教材整備

- 学校図書館の整備、小学校生活科、理科では、植物栽培の支援などが挙げられます。
- 図書 ○教材の提供 など

- ③見守活動
- 〇見守り活動の更なる充実(下校時間ごと、授業参観、土曜授業)
 - 〇登下校安全指導 〇災害時集団下校訓練 〇自転車教室 〇挨拶運動など
- ④環境整備
- 〇地域の清掃活動
 - ・花壇整備・雑草抜き・溝掃除・菊・植木の剪定など
- ⑤学校行事
- ③情報発信
- 〇校内美化活動 〇地域社会の清掃活動 〇福祉施設との交流活動 〇防災教室 〇避難訓練
 - 〇運動会 〇文化祭 〇児童会行事 〇学習発表会 〇陸上・駅伝大会 〇防災訓練 など
 - 〇部活動支援 〇1年生への授業・給食・掃除ナボーター 〇子どもの居場所づくりなど
- ⑥その他

(4) 学校運営協議会の適切な運営

①指導及び助言

- ・教育委員会は、協議会の運営状況について把握を行い、協議会の適正な運営を図るために応じて、指導及び助言を行うものとする。
- ・教育委員会及び当該対象学校の校長は、必要に応じて、協議会が適切な活動を行えるよう情報提供及び説明を行う。

②委員の解任

- 教育委員会は、学校運営協議会の適切な活動が行えないと判断した場合、委員を解任させることができるべきである。
- 具体的には、委員から辞任の申出があつたときのほか、以下のいずれかに該当すると認められるときとする。また、当該対象学校の校長は、委員が以下のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならないこととする。